

第六回参議院文部委員会會議錄第六号

昭和二十四年十一月二十五日（金曜日）
午後一時五十四分開会

本日の會議に付した事件

○私立学校法案（内閣送付）

○委員長（田中耕太郎君） それでは今日の文部委員会を開会いたします。議題になつておりますこの私立学校法案についての審議を開始いたします。今日は私立学校法案審議のために参考意見を伺うことになつておりました。そのために参考意見をお述べになる方々の御来席を願つたわけでございます。初めに一言委員長から御挨拶を申し上げますと存じます。私立学校法案という極めて重大なる法案がこの度国会に提案せられました。私共委員会におきましては審議を継続いたしておるわけでありまして、この法案の重要性に鑑みまして、私学の関係の方々並びに一般に教育に關して長い間の御経験なり又深い御識見をお持ちになつておいでになる方々をお招きいたしまして、忌憚ない御意見を伺うことは、法案の審議のために極めて有益なことと存じましたわけでございます。従つて非常にお多忙中であられるのに拘らず今日お出でを願つた次第でございます。ただ法案の審議、日が極めて切迫しておりますために、お出でを願う人数も大変限られなければならず、又ゆつくりお話を伺いたいところでありまして、止むを得ず御発言願う時間も限られなければならない次第でございます。併し又質疑応答の際

にいろいろ補つて頂きたいというふうな存する次第でございます。重ねて今日お出でを願いましたことを厚くお礼を申上げる次第でございます。それでは御出席になりました各位の私立学校法案についての御意見を伺つて頂くわけでございます。時間は大体十分ぐらいの見当にお願ひいたしましたと存じます。先ず御紹介申上げます。日教組関係の江口泰助君、それから私学総連関係の大濱信泉君、私学總連関係の堀内操君、東京都庁関係の花島夫君、PTA関係の芝山安弘君。それでは先ず私学總連関係の大濱信泉君にお願ひしますが、ちよつとその前に御紹介申上げて置きます。只今御紹介申上げました各団体なりその他の関係から今日御出席願つた次第でございます。併しここで御意見を承るのは各団体の代表という意味ではないので、各位個人の御意見なり、或いは御識見、御経験等を伺うわけでございまして、その点は十分御了解をお願いいたしたいと思ひます。それでは大濱信泉君にお願ひいたします。

○参考人（大濱信泉君） 大濱でございます。御指名によりまして私立学校法案に關する私学関係者としての意見を申上げて置きます。この法案の作成の経過、この法案の作成の根本方針、この法案の具体的的目標、この法案に対する反対論とこれに対する私の立場、こういう順序で極く簡単に申上げたいと思ひます。が、只今委員長から十分以内という時間を與えられましたが、大体十分以内

で納める積りでありますけれども、多少超過するやうなことがあるかも知れませんが、その節はお許し願ひしたいと思います。元來私立学校法案は、日本私学団体總連合会の決議に基くものであります。が、政府提出の形式を取ります関係上、途中から文部省との協力の下に立案の仕事を進めて参つたのであります。尤も最後の段階におきましては、文部省が指導的の立場において仕上げをいたしましたのであります。日本私学団体總連合会は、全国約三千に上ります私立学校について、幼稚園から大学に至るまで、各階層ごとに横断的に協会を組織いたしました。その協会を連合いたしました一つのフェデレーションであります。が、かかる連合会を結成いたしましたのは、終戦後の社会的混乱、経済的窮乏に伴ひまして、私立学校は非常なる難局に遭遇いたしました。で、その難局を打開するためには、どうしても私学全体の力を結集する必要が痛感いたされたものと、他面今次の民主革命に伴ひまして、私学の地位並びにその果すべき役割の上にも大きな問題が投げかけられておるやうに考へられました。その解決のためにも、全私学が組織化される必要があるという考へに基くものであります。連合会は結成以來いろいろの問題を取り上げて参りましたが、私学の地位を高める方策の一つとして、殊にOIEの

のであります。さて本案の立案に當りまして、一番最初に遭遇いたしました問題は、教育に關する国家の法律制度なり或いは行政機構との関連において、私学はどういう立場におかるべきものであるか、この私学の在り方に関する根本的な方針であります。この点につきましてはアメリカの人々から、元來私学というものはノー・コントロールであるべきで、私学が国家の法律によつて規制され、行政的の監督に服するということが、あまり感心したことはないといふやうな意見をしばしば聞かされたのであります。併しよく考へて見ますと、日本とアメリカとの間には根本的に国柄の相違があるのであります。そのサゼッションに従つて、文字通りノー・コントロールで進むということが、日本の現段階では適當ではないのではないかと、御承知のやうに、日本におきましては教育の方針も、学校制度も、大体その大綱というものには教育基本法なり、学校教育法で定められておるのであります。現に私学はこれらの法律に準拠して設立され、これらの法律に従つて運営をされておるのであります。で、私共私学関係者として国家の定めた教育に關する法律制度の外に私学を置こうという考へは持つておらないのであります。ただ現在私学が学校の面においては学校教育法の支配下にあり、その経営主体の面においては例外なしに民法の財団法人法の支配を受けておるのであります。が、この私学の特殊性の観点か

ら、これらの一般法人に対して特例を設けるといふ考へ方で、この私学法の立案に取りかかつたのであります。要するにこの法律は学校教育法と、それから経営の主体であります法人につきましては、民法の財団法人とは違つた学校法人と稱する特殊法人を構想しておるのであります。が、この法人につきましても、公益法人に關する民法その他の法律の採つておる基本的な方針、例えば、法人の設立が行政庁の認可が要るとか、寄付行為の変更が行政庁の認可が要るといったやうな法律一般の基本方針に副つたもので、いわば既存の法律秩序の線に副つて私学についての特別の項を作るといふ考へ方でありまして、その観点から申しますと、何ら革命的な條項を含んだ法案ではないのであります。さてかような根本方針に立脚しまして、具体的には三つのことを目標といたしておるのであります。

第一は、私学の自主性の尊重ということでありまして、具体的に申しますれば、私学を能う限り官憲の支配から解放して、自由な立場に置くということ、第二は、私学の公共性を高めるといふこと、第三は憲法八十九條との関連におきまして、国又は地方公共団体が私立学校に対する財政的の援助を與えるに關する法的基礎を明確にするということとあります。この三つの目標が具体的に法文の上にならざる限りは、恐らくすでに文部当局から詳細の御説明があつたかと察いたします。

この法案の作成の経過、この法案の作成の根本方針、この法案の具体的的目標、この法案に対する反対論とこれに対する私の立場、こういう順序で極く簡単に申上げたいと思ひます。が、只今委員長から十分以内という時間を與えられましたが、大体十分以内

で納める積りでありますけれども、多少超過するやうなことがあるかも知れませんが、その節はお許し願ひしたいと思います。元來私立学校法案は、日本私学団体總連合会の決議に基くものであります。が、政府提出の形式を取ります関係上、途中から文部省との協力の下に立案の仕事を進めて参つたのであります。尤も最後の段階におきましては、文部省が指導的の立場において仕上げをいたしましたのであります。日本私学団体總連合会は、全国約三千に上ります私立学校について、幼稚園から大学に至るまで、各階層ごとに横断的に協会を組織いたしました。その協会を連合いたしました一つのフェデレーションであります。が、かかる連合会を結成いたしましたのは、終戦後の社会的混乱、経済的窮乏に伴ひまして、私立学校は非常なる難局に遭遇いたしました。で、その難局を打開するためには、どうしても私学全体の力を結集する必要が痛感いたされたものと、他面今次の民主革命に伴ひまして、私学の地位並びにその果すべき役割の上にも大きな問題が投げかけられておるやうに考へられました。その解決のためにも、全私学が組織化される必要があるという考へに基くものであります。連合会は結成以來いろいろの問題を取り上げて参りましたが、私学の地位を高める方策の一つとして、殊にOIEの

で、この点は省略いたしますが、たゞ私学の自主性の尊重ということ、公共性の高揚という問題をめぐりまして、文部省側と私共私学関係者との間に相当見解の相違がありまして、この法案をめぐって多少の紆余曲折があつたのでありますが、併し幸いに話合の結果上程前に原案を大中に修正されました、大体において今申上げました三つの目標はこの法案の上に実現できたものであるというふうに私共考えおるのであります。具体的に申しますと、この私立学校に対する行政面につきましては、行政庁の監督権というものを、第五條にありますが、学校の設置廃止、設置者の変更及び私立学校の閉鎖命令、この二つに限定いたしました。尚学校法人につきましては、民法の財団法人におけるように、行政庁が法人の業務一般について全面的監督権を持つというのを排しまして、認可事項として、法人の設立、寄附行為の変更、合併及び解散決議、これだけのことを認可事項とし、尚この法案によりまして、学校法人が収益を伴う事業を営み得るようになつておるのでありますが、その収益を伴う業務の経営が法令に違反し、或いはその収益の用途が不正な場合には、その事業の停止を命じ得るという規定があるのであります。これは第六十一條であります。更に法人の役員が重大な法令違反をして、到底その法人をそのまま存続することが適当でないという認められたときには解散を命じ得る。第六十二條の規定であります。六十二條で命令事項として規定しておるのであります。このように法人につきましては、民法の財団法人

に較べまして行政庁の監督機能というものが非常に限定されておるのであります。尚これが限定された監督権限につきましても、その法人が独善に陥ることを防止するために、大学につきましても私立大学審議会、その他の学校については私立学校審議会という委員会を構成しまして、それがこの所轄庁の監督権限の行使について諮問機関として役割を果す、所轄庁が監督権行使に當つては予めこの審議会の意見を聞かなければならぬという仕組になつておるのであります。

尚憲法八十九條との関連問題であります。御承知のように公の支配下でない教育事業に対しては、公金又は公の財産を支出又は利用してはならぬという事になつておるのであります。どうして私学が公の補助を受けました場合には、公の支配という條件が満たされなければならぬということ、具体的に第五十九條の規定が現れて来ておるのであります。この点につきましても、当初法務府から示された条件というものは非常に私学の立場から申しますれば、苛酷嚴重なものでありましたが、この点も、いろいろ関係当局と折衝の結果、まあ非常に緩和されたものになつて来ておるのであります。かようなわけで、大体私共はこの法案というものは当初掲げました三つの目標が実現できたものという考えておるのであります。ただ感を申しますと、この私学の自主性尊重という理想から申しますれば、第五條第二項の学校の閉鎖命令の規定、それから第六十二條の法人の解散命令の規定、これはなくもがなの感じがいたさないわけではないのであります。若しこの第五條

第二項の削除が不適当であるという事になりますれば、せめてこの第五條第二項の中に、「故意に」という三字を入れて頂きたい。「私立学校が、法令に違反したとき」とあるのであります。が、「私立学校が故意に」という文字を先ず入れて頂きたいという希望を持つていたのであります。これは学校教育法にこの三字は入つておるのであります。から、この私立学校について特にそれを削除して厳格にする必要はないのではないかと考へてあります。尚その後段に「法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき」とこれだけの字句が入つておるのであります。この一句もちよつと私立学校については削除して頂ければ削除して頂きたいとまあこゝういつた希望を持つておるわけであり

最後にこの法案に対していろいろ「反対論」がありますので、この反対論に関する私共の考を申上げたいと存じます。この反対論の第一はこの法案が私学に対する官僚統制を強化して私学の自主性を害し、甚しきに至つては大学の自由をも危くするものであるという趣旨の主張がなされておるのであります。この反対論は修正前の原案に對してはやや當つておるかと思つておりますが、併し上程前にすでに大中に修正されておりますから、現在上程されておる案に對して考へれば、ちよつと見当違いの議論のように考へるのであります。先程から繰返し申しましたように、この法案は私学の自主性の確保を狙つたものであつて、私学の地位は現在置かれておる地位よりも遙かに改善され、より重要な立場に置かれることは明らかでありますから、今の

反対論はちよつと的なきところに矢を放たれた議論のように私共は理解してゐるのであります。尚関東私立大学教授協議会という名を以ちまして、私立大学強化に對して、この法案の国会立上程には絶対反対という申出があつたのであります。この関東私立大学教授協議会というものは、私共の観測によりますと、一部の大学の極く少数の教授連によつてこの法案に對する反対運動のために結成されたもののように理解するのであります。その主張は結論としまして、この法案の中からは私立大学法というものを制定して、別に私立大学法というものを制定して、別に要求であります。仮にその主張に従つて大学を分離したといたしましても、学校法人に對してまで大学法人とその他の学校法人とを区別するといふことは恐らくはできないかと思われまふので、恐らくこれらの反対論を唱へる人もこの法律の第二章にある大学の趣旨であるように理解されるのであります。そして大学を分離して別個の法律を制定しろと言われるその理由でありますけれども、私共の伺つておりますところによりますと、大体三つあるのであります。第一はこの法案によると、大学から幼稚園に至るまで、又附則においては各種学校までも規定されておるので、一つの法律の中に大学と各種の学校とが雑居するといふことは、如何にも大学の權威に關するといふ御議論であります。これはちよつと私共は背けないのであります。現在学校教育法におきましても、やはり幼稚園から大学までを規定し、更に附則においては各種学校

を規定してゐるのであります。それがため大学の權威が破壞されるということではないものであるというふうに考へるのであります。第二の論拠は大学といふものは最高の教育機関であると同時に、研究の場でもある。外の学校とは違つて特殊性を持つてゐるのだから、その観点からやはり大学についてはそれ相応の立法が必要であるといふ御主張であります。これも一応尤ものようでありまふけれども、併しこの法案におきましては行政的な監督規定を成るべく少くしようといふことと、学校法人の事を規定してゐるのであります。何ら大学の内容に觸れたものではないのであります。反対論者は、そういう消極的なことばかりではなくて、やはり大学の在り方といふものをもつと積極的に規定すべきやないか、そのために特別な立法が必要であるといふことを主張されてゐるやうでありますけれども、すでに大学の在り方、或いは教育の方針といふものは教育基本法なり学校教育法に明らかでありますから、その法律によつて示された枠内において各大学が研究機関としてどういふふうな在り方にするかといふことは、これは各大学が自由に決定すべき問題であつて、更に法律を作つて拘束をするといふことはこの法律の根本精神とはむしろ抵觸するのであります。

それから第三に、国立大学につきましては、目下国立大学管理法というものを制定するために、文部省におきましてもその起草の協議会が作られておるのであります。私もその委員会の末席を汚しておる一人であります。そ

を規定してゐるのであります。それがため大学の權威が破壞されるということではないものであるというふうに考へるのであります。第二の論拠は大学といふものは最高の教育機関であると同時に、研究の場でもある。外の学校とは違つて特殊性を持つてゐるのだから、その観点からやはり大学についてはそれ相応の立法が必要であるといふ御主張であります。これも一応尤ものようでありまふけれども、併しこの法案におきましては行政的な監督規定を成るべく少くしようといふことと、学校法人の事を規定してゐるのであります。何ら大学の内容に觸れたものではないのであります。反対論者は、そういう消極的なことばかりではなくて、やはり大学の在り方といふものをもつと積極的に規定すべきやないか、そのために特別な立法が必要であるといふことを主張されてゐるやうでありますけれども、すでに大学の在り方、或いは教育の方針といふものは教育基本法なり学校教育法に明らかでありますから、その法律によつて示された枠内において各大学が研究機関としてどういふふうな在り方にするかといふことは、これは各大学が自由に決定すべき問題であつて、更に法律を作つて拘束をするといふことはこの法律の根本精神とはむしろ抵觸するのであります。

それから第三に、国立大学につきましては、目下国立大学管理法というものを制定するために、文部省におきましてもその起草の協議会が作られておるのであります。私もその委員会の末席を汚しておる一人であります。そ

を規定してゐるのであります。それがため大学の權威が破壞されるということではないものであるというふうに考へるのであります。第二の論拠は大学といふものは最高の教育機関であると同時に、研究の場でもある。外の学校とは違つて特殊性を持つてゐるのだから、その観点からやはり大学についてはそれ相応の立法が必要であるといふ御主張であります。これも一応尤ものようでありまふけれども、併しこの法案におきましては行政的な監督規定を成るべく少くしようといふことと、学校法人の事を規定してゐるのであります。何ら大学の内容に觸れたものではないのであります。反対論者は、そういう消極的なことばかりではなくて、やはり大学の在り方といふものをもつと積極的に規定すべきやないか、そのために特別な立法が必要であるといふことを主張されてゐるやうでありますけれども、すでに大学の在り方、或いは教育の方針といふものは教育基本法なり学校教育法に明らかでありますから、その法律によつて示された枠内において各大学が研究機関としてどういふふうな在り方にするかといふことは、これは各大学が自由に決定すべき問題であつて、更に法律を作つて拘束をするといふことはこの法律の根本精神とはむしろ抵觸するのであります。

で、先ず第四條にございます所轄庁
 ことでございますが、私共最初この
 律案を手掛けました時分には、一
 ノー・コントロールの線から、全面
 に我々の持つ団体でこれを行つて行
 なければならぬというようなこと
 考へて見たのであります。即ちチャ
 ターの基準に対する認定、或いはア
 レジットの基準に対する認定、前者
 設置委員会であることをやり、後者は基
 協会というようなのを作つて自主
 にやつて行くことも一方法ではな
 いか、特に監警庁という言葉がカン
 テント・オーメリティーという訳語
 なつております以上、そういつたよ
 な方法が最もふさわしいのではな
 いかと考へられたわけであります。併
 ながらその後又進みまして私学教育
 委員会という方向で行くのが最もよ
 うかというので、一応文部省とも話
 が成り立ちまして、その方法で行く
 となつたのでありますけれども
 これは、O・I・E等のお言葉もあり
 して、教育委員会と私学教育委員会
 同じようなものを二つ立てるとい
 うとはおかしからう、特に私立学校
 のような強い権限のあるものを無理
 作らなければならぬといふことは自
 性を謳う私立学校の自殺行為ではな
 いか、そういうふうにも言われました
 か、それから進んで一応私学審議会
 というようなものが中心になる建前
 をつて、そうして所轄庁といふところ
 最小限の権限を置く、こういうこと
 になりまして、現在のような所轄庁が
 つの権限だけを持つて、そうして私
 審議会というものが、諮問機関では
 りますけれども、民主的に論議さ
 れて、それがその通りに実行されると

う行き方が最も今日においてはふさわ
しからうという結論に達したわけでご
ざいます。従つて私共は地方長官或い
は文部大臣というものに直屬して、そ
の偉大なる権限の下に行かなければ私
学は成り立たないのだというような考
は手頭持つておりません。

次は教科書の検定或いは教員の免許
状のごときでございますが、これも最初
多くの方々は一応教育委員会に置
くべきであるという意見も出まし
た。併しながら私立学校のテキス
ト・ブックというものが教育委員会
これをなされるというようなことは、
多分に法律的な色彩を帯びるわけであ
りまして、我々といましては、私
立学校の教員の免許状なり、私立学校
で使うところの教科書の検定なりは、
当然我々の意見が十分反映されるもの
でなければならぬ。そうであるとし
るならば、一応所轄庁にその事務をな
させることにして、その下に適正なる
委員会が開かれて、検定なり或は免許
状なりを取扱つて行かなければならぬ
と考えたわけでございます。過去にお
きましては、一冊の教科書を変えるに
いたしましては、一切認可を必要とし
ました。一人の教員を採用するに
いたしましては、認可を必要としたわけ
でございますが、こういうようなことか
ら考え合せますと、誠に思ひ半ばに
過ぐるものがあるのでございます。

その次には助成の問題でございます
が、私共従来の中等学校というものは、
過去三十年間に亘りまして補助金
というものを各地方庁から貰つておる
のであります。併しながら二年前憲法
八十九條の問題から、このことは一応
いけないということになったのであり

ますけれども、併し民主主義的に教
育を大中に受持つところの私立学校と
いうものが、従来得ておつたものを急
に止められるということは、非常に困
るということと、OIEにも或はGS
の方にも驚と説明をいたしました結
果、それならば一時的の便法として、
教育契約の方法においてやるがよから
うという勧告を受けたのであります。
そうして我々従来得ておりましたこ
ろのその金額というものは、どのくら
いの率であつたかと申しますと、大
体一年に一人の先生が一ヶ月に貰う俸
給とほぼ匹敵したわけでございます。
現在の金額で申しますならば、教員
一名約一万円見当に當るのでございま
す。こういう補助金を頂戴しております
したところの教員の数というものは、
全国で三万七千二百四十人という数に
上るのでございまして、そういう面か
ら、多少なり又生徒の方に及ぼす影響
を考えますという点、更にその生徒
は全国で六十七万八千五百八名とい
う多数に上つておるわけでございます。
併しながら今年度に至りましては、私
立学校法ができるというこの見通し
がついておりましたので、各府県共
この私立学校法のできるのを待つてお
るわけでございます。若しこの私立学
校法ができないうこととてあります
という点、従来の教育契約金で行け
るかと思し、これは行けない、偏

に私立学校法ができるかできないかに
よつてこの補助金というものが生きる
か死ぬかという岐れ目に立つておるの
であります。どうぞこの点も各議員の
諸先生方におかれましては、十分御了
解を頂きたいとお願ひする次第であり
ます。尚又諸先生方のお蔭で今年度の

戦災復興の貸付金というものが計上さ
れました。私共は誠に感激に堪えませ
ん。併しながらこの貸付金の生きたと
いう理由も、一重に私立学校法に憲法
八十九條に關することが謳われてあ
り、その私立学校法が成立するという
見通しの下に、これが生きたんだとい
うことを伺つておるわけでありませ
ん。これやそれやを考え合せますと、
我々中学、高等学校といましては、
又五十九條の助成に關するものも
実に大きな影響があると考えざるを得
ないのであります。

尚説明したい点もございすけれど
も、又重複する向きもあるようでござ
いますからお言葉がございました時
に、お答えすることにいたしました。
これで終ります。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うござ
います。次に立花昌夫君に御発言を
願ひます。

○参考人(立花昌夫君) 私は東京都下
におきます主として高等学校、中学
校、小学校等の私立学校行政の第一線
を担当いたしております学務課長でござ
います。経験も極めて浅いのでござ
いまして、私これから申し上げること
が果して御参考になるかどうか、非常
に不安に存する次第でございますが、
一応学校行政を担当しておるものとし
ての意見を簡単に申述べたいと思いま
す。

東京都の問題を取上げてみますと、
私立学校の高等学校、中学校は、
その他公立の高等学校、中学校に比較
いたしまして、学校数におきましては
は、約二倍、生徒数におきましては公
立私立はほぼ同じくらい、中学校にお
きましては、校数におきましては私立

学校は公立学校の約三分の二を占めて
おります。生徒数は、中学におきまし
ては公立の約半数強という実情でござ
いまして、この数字から考えまして
も、私立の高等学校、中学校というも
のが、東京都下におきます都民の子
弟の教育というものに非常に大きな役
割と申しますか、持つておることはは
つきりいたしておるものであります。と
ころが去年の十一月に、やはり公立学
校に關します教育委員会法が出来上
つたのでございまして、私立学校につ
きましてはその後、先程お話がありま
したような、まあ空白と申してもよい
ような状態にあつたのであります。が、
この度私立学校法案が国会に上程され
ましたことは、私共といまして非
常にこれは適當なことであり、又非常
にこれは必要であるというふうに痛感
しておる次第であります。この法案を
拜見いたしまして、二三の点につきま
して、特に気のついた点があるのであ
ります。先ず最初に私立学校の組織
の点でございまして、殊に私立学校の
設置者であります財団法人、法人の
組織につきまして、画期的と申しても
よいような強化の措置が採られてお
るのであります。これに公共的な色彩が
非常に強くなつておるという点は、
私共この法案を拜見しましてつくづく
感じておるのであります。従来私立学
校は、民法によりまして財団法人とし
ての経営を続けて参つたのであります
が、学校によりましてはこの法人の組
織が一個人或いは一族といつたよう
な個人的な色彩の非常に強い学校もな
いではなかつたのであります。いわば
学校が、ある場合には私用物のように
考えられ、又場合によつては使われて

おるといつた例もなかつたではないと
思うのであります。こういつた私立学
校の増まざる、個人的な運営という
ようなことは、今後私立学校の公共性
という点から考えまして当然これはな
くならなければならないものだと思
考しておつたのであります。この点
におきまして、今度の学校法人の組織
というものの強化につきまして、非常
に公共的な色彩が強くつて来るとい
うことは、私共極めて結構なことだ
と思つております。

それから次は私立学校の経済的な基
礎が堅く固められたという点でござ
います。勿論これは、この法案が成立し
て一挙に経済的な問題が解決するとい
うふうには考えないのでございす
が、或いは免税措置が講ぜられるとい
うような点、或いは又、収益事業が一
方においては認められる、更に又、国
なり地方公共団体の貸付金なり補助金
というものが、法の上ではつきりと認
められたという点は、精神的から申
しまして非常に私立学校にとりまし
ては福音と申してもよいのでありま
す。一挙に現在のような経済的な非常
に困難な時代にこれによつて直ちに私
学の経済的な基礎が固められるとい
うことは申せませんが、こういう道が開
かれたという点、これは非常に私
学の将来にとりましていいことではな
いかと私共考えておるのであります。

更に又、外の所轄庁としての監督権が相
当整理をされまして、いわゆる私立学
校の自主的な経営が大きく認められた
という点、先程もたび／＼お話が
あつたのであります。これは要する
に先程申し上げました私立学校の組織、
殊に法人組織なり、或いは又経済的な

基礎というものが、こういったものの裏付けがあつて初めてこの自主性というこゝも生きて来ると思ふのでありまして、私学本来の在り方としまして、これはその儘としておく方が私学の理想的の形でございませうが、現実の問題を取上げて考えますと、私学の自主権というものを一〇〇％に認めるといふことは、むしろ私学にとりましての或いは自殺行為といふことにもなるのではないかと思ひます。従来の監督権が相当大巾に整理されて、最小限度の所轄庁の監督権を認めたといふことは、現実の上から考えましてこれは適当だと思ふのであります。それから行政の立場といたしまして、私学審議会といふものが新しく出来上りまして、所轄庁の監督行政の執行の面に大きな役割を演ずることになるのでありまして、或いは学校関係その他一般民間のいわゆる民意といふものが、この審議会を通じて私立学校行政の上に反映するような仕組みがはつきりここで作られたといふことは、非常に意義深いと存じます。いわゆる私学行政の民主化といふ点から考えまして非常に意義のあることだと思ふのであります。まあ監督官庁の独善といふことが従来言われておつたのであります。併し私共現在東京都におきまして行政面を担当いたしておるものといたしまして、官庁の独善といふことは、世間で言われているようなものであつたかどうかにつきましては私共まだ意見もありません。今日はそれは省略させて置きまして、確かにそういう一般の民意といふものが行政の上に現われて来るような仕組みになつたといふことは、これは非常にいいことであると考

えております。それから又、いわゆる財団法人、将来は学校法人になります。が、法人の認可といつたような権限が従来の文部大臣から地方長官に移譲されたといふことは、これは行政の簡素化といふことから考えまして、非常に事務の円滑なる遂行といふ点から考えまして、これは非常に時宜を得たことであると考えておるのであります。

以上私の気のついた大きな点についての意見を申し上げたのでありますが、この法案は全体を通観いたしまして、非常に進歩的な内容を持つておるといふことは申し上げられると思ふのであります。理想的なといふことは申し上げにくいけれども、私立学校の現在の事情から考えまして、これは確かに進歩的な法案であると考えておるのであります。併しながら具体的な問題として、現在東京都の例を取つて申し上げまして、公立学校といふものが片方にありまして、これが教育委員会の所管の下に将来、この設備なりその教育内容の充実といふことに相当力が入られておるのでございまして、公立学校の内容が将来拡充され、これが充実されて参りますと、私立学校といふものの立場は決して楽な立場にはないと思ふのであります。むしろ将来私立学校といふものの立場が非常に困難になるといふことも予想できるのでございします。従つて立派なこの法案がございしても、この法案の運営といひますか、つまり私立学校の健全な発展を図ると申しまして、なか／＼むずかしい問題が沢山あると思ふのであります。私立学校の持つておる特殊な十分活かしまして健全な発展を図るために

は、学校関係だけではなく、これは広く官庁なりその他一般の努力、協力といふことが是非必要であらうと私共考えておるのであります。全体を通じて、今回提案されました私立学校法案といふものは、一応速かに国会におきまして可決せられることが極めて必要であり、そうして又適當であると私共考えておる次第でございします。簡単でございますが、これで終ります。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。次に江口泰助君に御発言をお願いいたします。

○参考人(江口泰助君) 私立学校法案については一般の民間に非常な風評を生んでおるのであります。而も関係者の間ではおの／＼違つた意見を持つております。大演先生の御意見の中にありましたが、この法案の大体指導的な役割を持つておるのは私学総連であるといふようなお話でございましたが、いまいろ／＼聞くところによりまして、学生はこれに対する非常な反対意見を持つておるということでありまして、それから大学側と高等学校以下の学校の間に十分な、完全に一致した統一された意見といふようなものもない。或いは大学教援連合の中にもいろいろ批判的な意見がある。そういうふうな、各般に亘つてこれに対しては批判の音が高いのであります。例の大学管理法の問題が文部省の原案として作られた時も非常に猛烈な反対意見、批判がありました。そうしてこれを再び喚び戻しているわけでありまして、それにも似たような意見が各方面から出されておるのであります。これはすでに国会に上程された問題でありますので遺憾に思ふ次第であります。国会に

上程される前に二ヶ年私学総連が苦心慘憺したといふような、この法案の草案作成に當つて、なせもつと各般の意見を聴かなかつたのであらうか、そして統一した意思によつて原案を作らなかつたのであらうかといふことを考えます。

以上一般的なことを申し上げまして、次に私、内容に亘つて申し上げて見たいと思つております。

先ず一番問題になつております第四條の所轄の問題であります。私はこの高等学校以下の中学校、小学校、幼稚園その他各学校については県知事の所轄の下に置くよりも教育委員会の所轄の下に置く方が妥當であると考えております。それは勿論現行法の中に既に、免許法とか委員会法等の中に明らかに私立学校については教育委員会はこれを管轄しないことになつておりますけれども、この私学法の中に規定すればそういうものは解消するものであります。そこで尚いろ／＼聞くところによりまして、県知事の下に高等学校以下の学校を所轄して置くといふことは、私立学校の自主性を保つて行くために非常に好都合であるといふような御意見もありますし、或いは教育委員会に対しては不満な点があるので、教育委員会の管轄に置くことに賛成でないといふことにもあります。併し私は、私立公立を問はず、やはり教育といふ一つの専門的な事柄に対しては、統一された官庁がやつて行くのが有機的な教育行政全般の脱み合せの上に好都合ではなからうかといふふうに考えておるわけでありまして、勿論教育委員会は財政権を持たない。今地方庁から、地方議会から、教育費を捻出する

ために非常な苦勞をしております。却つて知事が教育を支配して行政を担当しておつた時の方が教育予算については知事の責任があつてよかつたのだといふふうな不平さえも出ておる次第でありますから、補助金を私立学校が取るためには知事の管轄に置いた方がいいかも知れないけれども、私は教育全般から考えてやはり教育委員会の下に一応所轄して置いた方がいいのじやないかと思つております。

次は権限の問題になつて来ますが、この所轄庁の権限はまあ知事に置くにしても、第一條の冒頭に出ておるところの自主性と公共性、この面においてやや矛盾したような二つのことが並べられておるところにこの法律の非常な苦しいところが、無理なところがあるのではないかと考えております。非常に最小限度に縮限して、第五條の一号、二号だけに限定したと言いますけれども、現実には私立学校が補助金や貸付金を貰つた場合には、第五十九條にあるところの非常に大きな権限が所轄庁に與えられることになるわけでありまして、第五十九條を見ますといふと、これで私は果して私学総連が御満足なさつたのであらうかと思はれるようなところがある。学校運営の私は全般的な面にまでも所轄庁の手が伸びて行くような恐れを持つております。例えば私立学校の備えておる條件を審査する、或いは業務会計を報告する。この業務の報告までもやらせられるといふことになると、私立学校の運営自体が官庁によつて牛耳られることになる。それから予算についての必要な勧告をすることができるといふことは、

学校の運営の自主性が官庁からも勧告によつて害される。ただこれは勧告と書いてありますが、この勧告を聴かなかつたならば、その学校から申請された予算は非常な憂目を見ることは明らかです。それから役員、職員等を勧告することが出来る。こういうふうに掲げたところの五十九條は、非常に私は私学側として容認できないのはなからうか。こういうふうにおもつておる。それで権限は二つに縮小したといふふうになつておるのですが、現実には非常に五十九條の方が、強い統制が現れて行くのではないかとおもうことを思ふものであります。そこで私としては、私立学校審議会との関係におきまして、都道府県知事が行うところの権限は形式的な面だけに限定しまして、その決定権を私は私立学校審議会に持つて行つた方がよろうと考えております。いわゆる私立学校審議会は意見を聴かなければならないというふうなことがあります。それから第五條のことか、それから先刻言いました第五十九條のことについて意見を聴かなければならないとありますけれども、その先には重要なことについて建議することが出来るというのが九條の二項にあります。この重要事項について建議することが出来るというふうになつて行く点から言ひまして、私は私立学校審議会が先刻一つの弱ところの私立学校内の運営等にまで立入るとはなからう云々という大演先生のお話がありました。これは相当重大な事項について問題になるだろうと考えられているわけでありまして、そうしますならば、私としてはただ単に諮問機関として置いておくだけでなく、私立学校審

議会の権限を強化して、而もその性格を一つの決定機関、或いはもつと強めて、執行機能的な性格を持たしたらどうであらうかと考えておる。例えば全国の選挙管理委員会は総理大臣の所轄の下にあるわけですが、あれは総理大臣は選挙管理委員会に対して何ら権限は持たない。形式上あれは予算を取る上での内閣での閣議での発言等のことにはありますが、あの内容について、あの決議について、執行について、何ら閣議は関係しない。又は総理大臣もこれが発言はできないことになつておる。ああいうふうな、非常に主権性の強いところの委員会にして、それで決定も執行も一手でやつて行けるようにした方がよいのではないかと考えておる。私は先刻教育委員会の所轄の下に置けと、こういうふうに申しましたが、私は教育委員会の所轄においても、教育委員会がこの私学の内容について云々せられ、私学の運営方針に対して云々するということとは絶対に反対でありまして、ただ有機的な教育の方法の上から委員会の所轄の下に置き、そしてその下には私学の自主性を、外部からの波に対して防壁となるような強い審議会を設けておいた方がよいのではないかと考えております。

次は大学のことでありますが、私は結論から申しますと、私立大学審議会は、最後の学校法人の條項は一応別として、それ以外のことに付いては、大学の條項は本條から削除して、そして、十分私立大学の性格を各方面の意向を聴いた上で討議して、そうして次の国会において再び審議した方がよいのではないかと、こう考えております。

す。大演先生もおりますが、私も大学管理法の起草委員の一人でありまして、海のものとも山のものともまだ結論は出ておりません。国立大学の中央審議会についても、まだ性格は分らない。それから財政面についてもまだ分らない。非常に混沌とした状態にある時に、私立大学のこの面だけをやつて行くといふことは、やはり大学の性格から言つて私は少し行き過ぎではないかと考えております。それで私立大学の面につきましては、もう一度次の定例国会にでも延ばして、そうして大学管理法と併行したところの草案を立案をし、それからその委員会での討議も、国立大学の管理法と併行して討議して行つた方がよいのではないかと考えます。

それから最後に審議会の構成であります。この審議会の構成は民主的に相当考えられたようでございますけれども、やはりこの選出の方途で行きますといふと、委員会が、都道府県知事とおるところの、あの第五條から第五十九條にあるところの強大な権限を執行するとか、審議会の意見を聴くとして、その審議会が都道府県知事の任命する者の中からできておるとするならば、全く知事の御用機関になつてしまふ虞れがある。そこでこの委員の選定に當つては、理事者側或いは学識経験のある者、これだけから殆んど委員の大部分が出るようになるのではなからうかと考えております。そこでその割当等も三号、四号、五号とありますけれども、校長を教員側と同じようなものとしてではなく、校長は一応その学校の理事者側と同じ立場に置いて、そうしてその中に教員の意見

を聴くような條項にして貰いたいと考えておるわけでありまして。私立学校の職員は、今完全に労働組合法、労働法、労働基準法の適用を受けておるのではありません。そういうふうなものの適用を受けておる教職員が、こういうふうな審議会の中からやはり現実に出られないようなことにしておるといふことは、いろ／＼将来に向つてのトラブルが起つて来るのではなからうかと考えております。そこでやはり校長、教員とするよりも、校長は一応理事者側の立場において、教員の出る途を開いて置いて頂きたい。それとも一つは、その出されるところの委員は、皆都道府県知事が天降的に任命するのではなくて、教員なら教員、理事者なら理事者の間の互選によつて委員が出て来るような措置を取つて、それを都道府県知事は必ず任命しなければならぬようにし、それから学識経験者も、やはり教員や理事者側、或いは校長等から出たところの委員が推薦する者を知事が任命するよう形にして、そうして知事を一応形式的な所轄にするような措置を講じた方がよいのではないかと考えております。

以上極めて簡単にござりますが、私の大体考えておるところを申し上げた次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。次に芝山安弘君に御発言をお願いいたします。

○参考人(芝山安弘君) 私は私立の学校に子供をあげておる父兄の私学法に對してというふうなことに付いて申し上げたいと思ひます。第一に、私立の学校に子供をどうして通わしておるか。第二に私立学校に通わしておる子供を

も、私共もあの声明書及び要請書を頂いたのでありますが、あれは最初の私学法案として出されたものに対する反対論ではないか知らんところ考えておつたのでありますが、先程の御説明では、そうでなく、只今国会に上程されておる法案についての御意見であるといふので、その点は了解いたしました。併し、そうだといたしますと、そこに述べられておること、先程大濱さんにも要約されておりましたけれども、補

も事務終了されておりましたけれども、補助助成の名目の下に監督を強化するのは反対であるというようなことが、あの法案に即してというと、江口君の方から言われる第五條とか五十九條ということを意味しておるのではないかと私達思うのでありますけれども、その点如何でございましょうか。あれは將來に向つての提唱であつて、今次の案に對しての反対ではないという御説明は、そのまま受取りかねるのであります、今少し立入つて御説明願ひたいと思います。

それから第二点は第五條だつたかと思ひます。学校の閉鎖を命ずることができるといふあの規定の中に、故意に法律若しくは命令に故意に違反したといふのが原案にあつたはずであります。そうするとこれは、学校教育法の中には故意にといふ言葉が入つてゐる。あの條文はそのまゝに私立学校法へ入れたんだと私は了承するのでありますが、それが今度入れる場合には故意にといふ文句が消えておる。お説に従いますと、大瀧さんなどがこの法案の作成にはタッチしておられたようであるが、その点について、それはどういふわけであるか、経過が御説明願へるものならば伺いたいといふ思うので

あります。

それからもう一つ、第何條でありますか、学校法人の会計と云いますか、帳簿等を備える規定があります。最初の案ではあれを公表するといふか、閲覧の求めに応じては閲覧に供さなければならぬという規定になつておつたはずであります。これを削除いたしております。これは固より他の会社というものの経理状態を徒らに公共に閲覧せしめるということとは以ての外であるに違ひありませんが、今次の法案は私学の公共性を高めようとするところに一つの意義がある。学校法人の財産の最終帰属のような場合についても相当に規定されておるような次第であります。特にその運営、経営の公共的であることを誘つてもいいというくらいに私学はならねばならぬだらうと思ひます。簡単に閲覧規定を削除したのは如何なる理由であるか。その三点について伺ひたいと思ひます。

○参考人(大濱信泉君) 只今のお尋ねに対してお答えを申し上げますが、第一点は、教授連合の決議に關することでありまして、実はこの決議が成立いたしました過程をちよつと申し上げますと御了解が得難いと思ひますが、実は私も教授連合の常務理事をいたしておる一人でありまして、この法案が非常に監督規定が多かつたために、これを大中に修正して貰ひたいということを私考へまして、丁度先月の初め頃でありましたか、文部省からこの法案が閣議に掛けられる前に教育刷新審議会の諮問に附せられたのでありまして、刷新審議会の席上、非常に監督権が多いということが話が出たものでありまして、

て、丁度この際に刷新審議会において監督規定の削除をして頂こうと思ひました。刷新審議会の委員長の南原さんに教授連合の会長でもある南原さんに私の方から十項目を拾ひ上げまして、どうかこの法案にはこれだけの監督規定がある、これは私学の実際には矛盾するようないふことであるから、できるだけ刷新審議会の方で修正願ひたいと言つたのであります。その際南原さんは、できるだけ骨を折るというお答であつたのであります。その後文部省でその案を急いで閣議に掛ける関係上、刷新審議会の審議が十分終らない前に閣議を通過してしまつたのであります。そこでどうしてこのまま国会に上程されることは好みませんので、今度は国会に上程されることを阻止する方面に骨を折つて頂きたいということがあります。併しなかにこれ簡單に行かないようでありました。それでこれは教授連合としても一応取上げなければならぬというので、南原さんも考へられまして、私丁度一週間程今月初めに学界の用で京都に行つておりました、その留守中に南原さんが教授連合の委員会を招集しておられまして、私五日に帰りました。私共の主張通り大中に修正されておるので、これならば私学法案の上程に賛成してもいいといふことになつたのであります。南原さんは情勢の変化を御存知なくて、すでに教授連合の總會を招集しておられまして、折角會議を開かれたものでありますから、私から経過を一応お話をいたしました。併し折角集まつたことでもあり、一部教授の間には不満があることとであり、そういう方面の意向も考へ

て、多少これはそこら辺で、政治的な含みがあるものであります。何とか決議をしようというところで、こういう方向で行こうじやないかということと、大体においてこの法律が施行されることを前提にして将来に対する含みとして貰ひたいといふことになつたのであります。そこで決議文を私が起草しろといふことでは被が判決を書くといふような立場でおかしいと言つて突は私の考を書いたものであります。確かにあの中の第一点はこの観点から、この法案は再検討を要する点が少くないといふ点で批判が出ておりましたが、併しこれはこの国会においてそういう方向に修正されればよろしいのであります。すけれども、できなければ、将来に對する一つの示唆として活かしてもよいじやないかと、これについては私は多少疑問があつたのであります。再検討を要する点が少くないと書いてありますが、どうも私としては強すぎる。どこをどうするといふはつきりした認識をお互に持つてゐるかという、それはない。そういう漠然たる認識の下にあれだけの強い言葉を言うことは反對であつたので、私の原案は改善すべき点があるといふふうに書いたのです。それでそれは弱いからというので、再検討を要する点が少くないといふふうに直されたのであります。

それから第二段の補助のことでありますけれども、これは憲法の解釈に屬するもので、そこではつきりしたお互の結論がなかつたのでありますけれども、ただこの補助を條件として監督を強化するやうな態度は避けなければならぬといふ程度のこととありまして、最後の部分に、殊に一時的の貸付について、これを補助金と同視し、嚴重な監督の下に置くことは明らかに行き過ぎである、こゝ書いてあるのではありません。この五十九條の中に補助金と貸付と同様に置かれてゐるので、これは行き過ぎではないかという意見が出たのであります。まあそういうようないきさつでこの教授連合の決議が成り立つてゐるので、繰返して申し上げますけれども、この法案の通過を阻止するといふ強い意味じやなくて、どこまでも通過を前提として将来に対する示唆であるといふことに重きが置かれてゐると思ひます。

それから第二点の、第五條の第二項の「故意に」という三字が抜けてゐるのを、どういふわけであつたかといふお尋ねでありましたが、実はこの法案の作成につきまして、私学団体總連合には明治大学の法学部の松岡君が委員長になつておられまして、松岡君を中心として文部省の方と折衝をして、私は大学協会側からただ平の委員として途中から入つてゐるのであります。私が、こういう細かい文字を入れたり削除したりするやうな折衝は、実は詳しく知つておりませんのですが、恐らく最初あつたのを文部省で仕上げの際に取られたのか、そこらのいきさつが私にはよく分らないのであります。

それから第三点の四十七條であります。学校法人が財産目録、貸借対照表、收支の計算書、これを備へなければならぬと第一項に規定しまして、この二項に、学校の債権者の閲覧に供しなればならぬといふ項があつたのであります。それを省いたのは、これは決して私立学校がそういう會計書類を秘密にするという考はないのであります。お説のように、やはり公共的なものでありますから、どこまでも経営を明朗にするためには公開すべきものだと思へるものであります。ただ、学校は会社などとは違つて、そう広く取引をしてゐるものではないのだから、そう債権者といふものはないのだと考へられます。まあ一二の銀行から一時的に金融を受けることはありますけれども、そういう場合には、すべての経済状態を明らかにしなければ金融機関は貸してくれません。一般からの債務といふものはそうあるものじやないといふ考へますので、特にそういう閲覧の規定を置く必要もなからうじやないかといふ考でありまして、会社につきましても、まあ株式会社みたいなものにはそういう規定があるのでありますけれども、その外の会社にはそういう規定がないのであります。それから、学校についても削除してよいのじやないかといふ主張でありまして、それ以上深い意味はないのであります。

○河野正夫君 ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め

○若木勝蔵君 大濱さんに一つ伺ひたいのであります。先程の経過のお話の中に、つまりこの法案は私学總連が発言して、結局これは政府提案になるということから、最後は文部省が主導権を握つてゐる、折衝になるというお話でありましたが、その際において私学總連が発言されるに當つては、い

○参考人(堀内操君) 中学、高等学校
以下の協会、中学、高等学校協会、小

○参考人(堀内操君) 大体一万円と申しましたのは、従来月、教員に対して十円という見当でございます。そうすると年百二十円であります。その頃の教員の平均給金が百四十五円でございます。

面から眺めまして、何もここで今私立大学に関する面をこの法案の中に取らなくとも、又公立の方でも大学関係のものとは出ておらないのですから、そのものは出ておらないのですから、その出た時に大学を見るとして、今ここから大学のものを抜くというようなことについては、あなたのお考えはどうですか。

○参考人(大瀬信泉君) この法律には、御承知のような二つの面があります。

をどうするかということとは個々の大臣でやることで、法律で細かいこととま決められることは好ましいものである、ということ考でおるのです。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御質問はございませんか、もしございましたければ、今日参考御意見を伺うことは、何でもつて終了いたして宜しうござますかしら。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

安田学園PTA 会長（PT）	安田学園PTA 会長（PT）
芝山 安弘君	立花 昌夫君
江口 泰助君	長崎県伊良林 小学校教諭 （日教組関係）
	京都府関係 学務課長（東 京都府関係）

昭和二十四年十二月七日印刷

昭和二十四年十二月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所